

農用地区域除外申請受付一時中断のお知らせ

町では、平成24・25年度の2か年にわたり農業振興地域整備計画の見直しを行っています。それに伴い、農用地区域内の田畑等を転用する場合の、農用地区域からの除外申請受付を一時中断いたしますので、ご了承くださいませようお願いいたします。

▼一時中断期間＝平成25年5月1日
～平成26年5月31日まで

▼中断前受付締め切り＝4月30日(火)

※事前に産業振興課等との協議を済ませてください。

農業振興地域制度の概要

①優良農地の確保のため、農地法による農地転用許可制度と併せ、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域制度が設けられています。

②具体的には、都道府県知事が基本方針(農業振興地域整備基本方針)を策定するとともに農業振興地域を指定し、これに基づき市町村が整備計画(農業振興地域整備計画)を策定する(このこと)です。

市町村の整備計画においては、土地改良事業等生産基盤の整備や農業近代化施設の整備等の計画のほか、集团的農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良農地について農用地区域を定め、当該区域内においては原則として農地転用を禁止し、農業振興の基盤となるべき農用地等の

●農用地区域とは…

農用地区域とは、市町村が10年間を見通して、農用地として利用すべき土地を設定するもので、農業の健全な発展のために必要な施策は、農用地区域対象に集中的に行われます。農用地区域内の農地について転用が認められるためには、この農用地区域からの除外が必要です。

農用地区域は、市町村が定める農業振興地域整備計画の中で設定されます。

農業振興地域整備計画では、農用地区域の設定のほか、農業生産基盤、農業近代化施設の整備計画などが定められます。

●農用地区域内の農地を転用する場合

農用地区域内の農地を転用する場合は、農用地区域からその農地を除外した上で農地法による転用許可を受ける必要があります。

▼問い合わせ先＝

産業振興課 農村振興係

☎ 9136

国民年金

気になる年金記録、もう一度ご確認を！

●日本年金機構は、様々な方法で持ち主が不明な年金記録の確認を行っています。機構で把握している紙台帳の記録と電算記録を突き合わせ、記録を統合することはもちろん、「ねんきん特別便」をお送りし、記録の確認をお願いしています。しかしながら、不明な記録が多数残っているのが現状です。

そこで、平成25年1月末から集中的な取り組みを開始します。

●具体的な確認方法

以前お送りした「ねんきん特別便」で再度記録の確認をしていただくか、日本年金機構の「ねんきんネット」で記録の確認をしていただき、「もれ」や「誤り」がある可能性があった場合は年金事務所にご相談をお願いします。

▼日本年金機構HP＝http://www.nenkin.go.jp/n/www/n_net/index.jsp
(ご利用にあたっては、ユーザーID発行申込が必要です。)

▼問い合わせ先＝ねんきん定期便・

ねんきんネット専用ダイヤル

☎ 0570(058)555

※上三川町役場保険課の窓口でもねんきんネットより年金記録等の確認ができます。

●次のようなことに該当する場合、記録の「もれ」や「誤り」のある可能性が高くなります。

○夫(妻)の扶養であったが、国民年金に加入していた。(昭和61年3月以前に限る)

○働いていたが退職し、その後結婚などで姓が変わった。

○事情があつて本名とは異なる名前や生年月日で勤めていた。

○転職のたびに年金手帳が発行された

○同じ会社(グループ)内で転勤や出向を繰り返していた。

○勤務先が合併、社名変更、倒産した。

○試用期間中に退職した。

○保険の外交員、期間工などの仕事をしていた。

○外国人の方でいろいろな名前の読み方がある。

これ以外にも疑わしい記録があつた場合には年金事務所にご相談ください。

▼問い合わせ先＝

宇都宮西年金事務所

☎ 028(622)4222

●保険課 高齢者年金係

☎ 9129

災害時要援護者登録制度のお知らせ

災害発生時には、まずは「自分の命は自分で守る」が基本です。しかし、なかには避難するとき、何らかの支援が必要な方(要援護者)がいます。この制度は、支援を必要とする方が、氏名や住所、本人の状態などを事前に登録し、地域の支援者と情報を共有することで、災害が起きたときに安全に速やかに支援を受けることができるようにするものです。

対象の方

在宅で生活をしていて、災害時に何らかの支援が必要で、家族等の支援を受けられない方を対象とします。

- 身体・知的・精神に障がいをお持ちの方
- 高齢者(65歳以上でひとり暮らし、又は高齢者のみの世帯等)
- 要介護認定を受けている方
- その他、支援を必要とする方

申込方法

- ①登録を希望される方は、役場福祉課または、地域の民生委員に「氏名・住所・連絡先」をご連絡ください。
- ②ご連絡をいただきましたら、順次、役場職員等がご自宅を訪問し、登録受付を行います。
- ③申込受付は、1月7日(月)より開始します。

登録について

○登録には、支援をしてくれる方(避難支援者)を決めておく必要があります。
※支援者が見つからない場合でも登録できます。

○登録には、支援に必要な個人情報(地域の支援者(本人が指定する避難支援者の他、自治会や民生委員等)に提供することへの同意が必要)が必要です。

避難支援者について

災害が起きたとき、支援を必要とする方が速やかに避難できるように、情報伝達・安否確認・避難支援をしてもらう方です。

なお、要援護者の方は、登録をしたからといって、災害や避難支援者の状況によって必ず支援を受けられるものではないことをご理解ください。

問い合わせ先

福祉課 福祉人権係
☎ 91288
FAX 68688



ご家庭での節電に引き続きご協力をお願いします。

今冬は、電気が安定供給で見通しではありませんが、不測の事態に備え、引き続き節電にご協力をお願いします。節電に取り組むことにより電力供給の確保のほか、二酸化炭素の排出を抑えるなどの地球温暖化対策にもつながります。

ここで、皆さんが今すぐ簡単に出来る節電対策を紹介します。

●暖房の設定温度は20℃に

暖房の設定温度を20℃に。部屋の中ではなるべく暖かい服装をし、設定温度を抑える。使用しない場合はこまめに止めること。

電気カーペットを使うときも、片面にのみ電源を入れるなど、必要なところに使用するよう心がける。

●照明はこまめに消す

照明を使わないときはこまめに消すよう心がける。照明器具についても節電効率の高いLED照明器具へ少しずつ切り替えを行うと効果的。

●電気製品について

パソコンは長時間使わない場合はこまめにシャットダウンを。スリープモードの活用も効果的。暖房使用は使わないときはふたを閉める。

冷蔵庫にはなるべく物を詰め込まないようにする。その他電気製品についても、生活に支障をきたさない範囲でこまめに電源を切り、プラグも抜く(プラグが差された状態では待機電力がかかる)。

▼問い合わせ先 民生生活課 生活環境係

☎ 91331

「平成24年の上三川町に関する主なニュース」しらすきマラソン大会が第30回の記念大会、名誉町民海老原さんも快走!